

一般社団法人関東小型船舶工業会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人関東小型船舶工業会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

2 本会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、関東運輸局管内における小型船造船業に関する事業を行い、その合理化及び安定を促進することにより、その進歩発展を図り、あわせて関連産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 小型船造船業の経営基盤の強化に関する調査研究並びに普及
- (2) 小型船造船業の設備の合理化に関する調査研究並びに普及
- (3) 小型船造船業の技術の向上に関する調査研究並びに普及
- (4) 小型船造船業の必要な資金に関する調査研究並びに普及
- (5) 小型船造船業の労働力の確保に関する調査研究並びに普及
- (6) 小型船造船業のための情報又は資料の収集並びに提供
- (7) 小型船造船業の共同経済事業の促進に関する調査研究
- (8) 小型船造船業の構造改善に関する指導
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）」（以下「一般社団法人に関する法律」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て会長が定める入会申込書により、会長に提出しなければならない。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。
- 3 団体たる会員にあっては、団体の代表者として本会に対してその権利を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 4 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき

(4) 2年以上会費を滞納したとき

(5) 除名されたとき

(退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決に基づき、除名することができる。この場合は、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)この定款、規則又は総会の議決に違反したとき

(2)本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

理事 8名以上15名以内

監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の副会長、専務理事、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員（団体にあっては指定代表者）の中から選任する。ただし、理事のうち2名以内及び監事のうち1名以内を正会員以外の者から選任することができる。

2 会長、副会長及び専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員の職務及び権限)

第14条 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を統括する。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づき、本会の常務を分担処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本会の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、若しくは理事会を招集すること。
- 7 会長、副会長、専務理事、常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第16条 理事が、次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その理事に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他理事としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第18条 本会に、顧問2名以内を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 総会

(種別)

第19条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第21条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 事業報告並びに収支決算
- (4) 事業計画並びに収支予算案
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の決議をしたとき。
- (2) 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的を記載した書面をもって招集の決議があったとき。

(招集)

第23条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第26条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第27条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 理事又は監事を選任する議案を決議する際では、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者

を選任することとする。

(書面表決等)

第28条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事、常務理事の選定及び解職

(召集)

第32条 理事会は、一般社団法人に関する法律第102条により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 委員会

(委員会)

第36条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

3 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第37条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄付金品

(3) 財産から生ずる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(財産の管理)

第38条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第40条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらずやむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席正会員の過半数の議決を経なければならない。

(長期借入金)

第43条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の議決により変更する。

(解散)

第46条 本会は、総会の議決その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第47条 本会の清算のときに有する残余財産は、総会の議決を経、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第48条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会が選任及び解任を行う。職員は、会長が選任及び解任を行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第49条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 事業計画及び予算に関する書類
 - (5) 事業報告及び決算に関する書類
 - (6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
 - (7) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (8) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (9) 理事及び監事の履歴書
 - (10) 職員の名簿及び履歴書
 - (11) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項第1号から第6号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 補則

(細則)

第50条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は明野進とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。